

議案第108号

芽室町健康プラザ設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町健康プラザ設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町健康プラザ設置及び管理条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表（第9条関係）

「

個人使用料	1人1回につき	100
-------	---------	-----

」を

「

個人使用料	当日券（1人1回につき）	100
	6か月券	2,500

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

個人利用者の利便性向上を図るため、芽室町総合体育館及び芽室町温水プールと同様に、6か月券の使用料を設定するため本条例を改正しようとするものであります。

芽室町健康プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行																																		
別表（第9条関係） 健康プラザ使用料  (単位 円)		別表（第9条関係） 健康プラザ使用料  (単位 円)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用料</td> <td>アリーナ</td> <td>1時間につき</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>〃</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用料</td> <td>当日券（1人1回につき）</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>6か月券</td> <td></td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>		区分		基本使用料		団体使用料	アリーナ	1時間につき	790	研修室	〃	140	個人使用料	当日券（1人1回につき）		100	6か月券		2,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用料</td> <td>アリーナ</td> <td>1時間につき</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>〃</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個人使用料</td> <td>1人1回につき</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分		基本使用料		団体使用料	アリーナ	1時間につき	790	研修室	〃	140	個人使用料		1人1回につき	100
区分		基本使用料																																		
団体使用料	アリーナ	1時間につき	790																																	
	研修室	〃	140																																	
個人使用料	当日券（1人1回につき）		100																																	
	6か月券		2,500																																	
区分		基本使用料																																		
団体使用料	アリーナ	1時間につき	790																																	
	研修室	〃	140																																	
個人使用料		1人1回につき	100																																	
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>																																				